



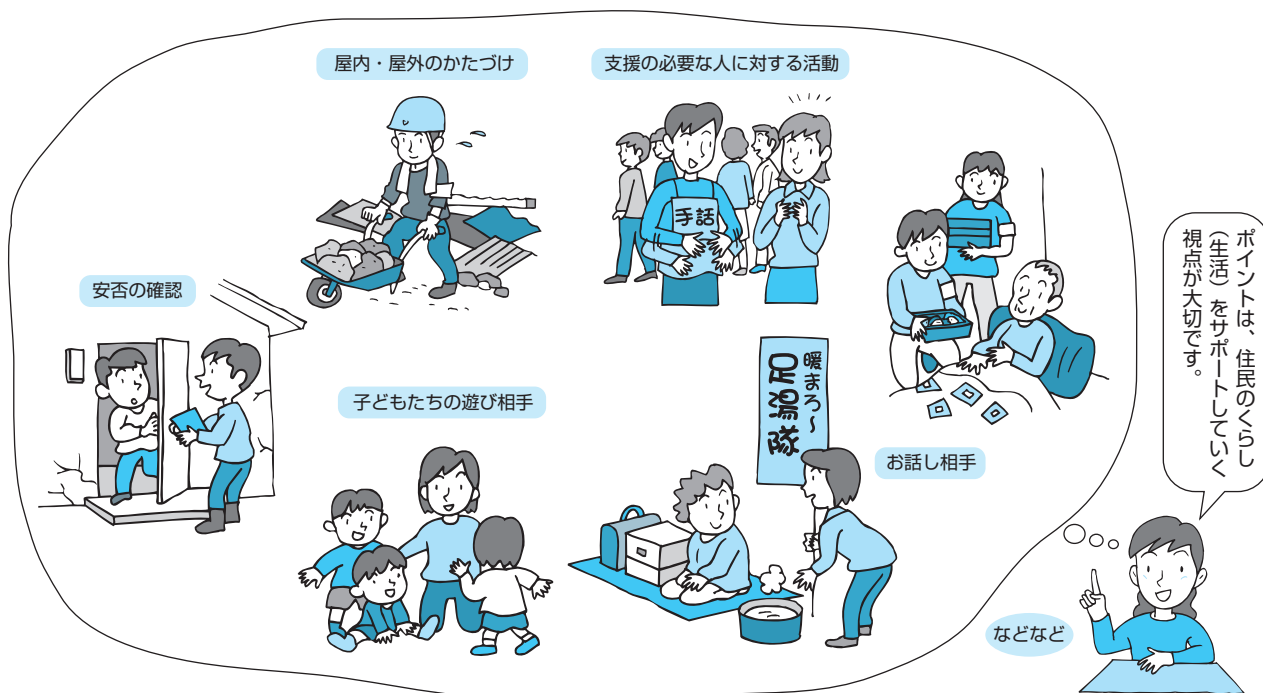
# 広島県被災者生活サポート ボラネットとは

# I. 広島県被災者生活サポートボランティアとは

## 1. 被災者生活サポートボランティア活動とは

◆被災者生活サポートボランティア活動は、災害の被災地で、被災者に寄り添いながら、その生活再建に向けた支援を行う活動です。

全国的には、災害ボランティア活動という名称で使われていますが、被災者の生活支援を第一に考え、「生活をサポートする」という幅広い視点にたち、ここでは「被災者生活サポートボランティア活動」と呼びます。



## 2. 広島県被災者生活サポートボランティアの目的

◆「広島県被災者生活サポートボランティア」は、災害時の「共助」（被災者生活サポートボランティア活動）をすすめるために協働する県域のネットワークです。

災害の被災地に対して、「被災者生活サポートボランティア活動」による支援を行うために、広島県や広島県社会福祉協議会、日本赤十字社広島県支部をはじめとする県域の関係機関・団体が、後方からの支援活動体制を迅速に整え、人材、財源を投入し、被災地への支援活動を展開していくことを目的としています。

特に、災害時要援護者等への支援についても、このネットワークを活かして積極的に取り組みます。

さまざまな生きづらさ（生活困難や不便さ）を抱えた人は、災害時にはもっと困りごとが増えるという視点

※災害時要援護者＝災害時に支援が必要な人

<例えば、高齢者（ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者、認知症高齢者等）、身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者等）、知的障害者、精神障害者、乳幼児・児童、外国人（日本語に不慣れな外国人）、妊産婦等>



## 4. 広島県被災者生活サポートボラネットによる支援【災害時】

### (1) 広島県被災者生活サポートボラネットの発動体制

#### ①発動の目安

広島県被災者生活サポートボランティアセンターが設置される災害が起きた時、広島県被災者生活サポートボラネットを発動させます。

広島県被災者生活サポートボランティアセンターの設置基準

#### 【地震の場合】

- ・ 広島県社協事務局長が必要と認めたとき
- ・ 広島県内で震度5弱以上の地震が発生したとき

#### 【風水害等の場合】

- ・ 広島県社協事務局長が必要と認めたとき
- ・ 大雨、洪水、暴風、高潮警報等が発令され、広島県内で浸水、土砂等による被害が発生したとき
- ・ 広島県内で災害救助法が適用されるような被害が発生したとき

#### ②窓口の設置

広島県被災者生活サポートボラネット事務局（窓口）を次のとおり設置します。

■事務局／広島県社会福祉協議会 被災者生活サポートボラネット担当

（広島県社協被災者生活サポートボランティアセンターが設置された場合は、自動的に発動したとみなします。）

#### ③発動の連絡

事務局は、広島県被災者生活サポートボラネット推進会議の構成機関・団体に次の方法で発動させた旨の連絡を行います。

- ア) 「被災者生活サポートボラネット情報」の紙媒体をFAXで連絡
- イ) メールングリストで連絡

#### ④発動期間（停止の目安）

事務局は、次の時期に広島県被災者生活サポートボラネット推進会議の開催を要請し、ボラネットの発動期間や停止について協議し決定します。

■被災地（市町）住民の応急対応が一段落し、外部からの直接的な支援を減少させる時期〔市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）閉鎖時〕

## (2) 広島県被災者生活サポートボラネット推進会議の開催

### ①参集の目安

次に該当する場合、広島県被災者生活サポートボラネット推進会議を開催します。

- ア) 広島県被災者生活サポートボラネットを発動し、発災から7日以内
- イ) 事務局が、継続的な構成機関・団体の支援や広域的な支援の協議が必要と判断したとき
- ウ) 広島県被災者生活サポートボラネットを停止しようとするとき

### ②参集場所

次の参集場所とします。

- ア) 広島県被災者生活サポートボランティアセンター（広島県社協が設置）を置く広島県社会福祉会館
- イ) ア) の建物の被災状況及びその他考慮する要件等がある場合は、推進会議構成機関及び団体と調整のうえで、事務局が他の参集場所を決定

### ③参集メンバー

次に該当するメンバーとします。

- ア) 広島県被災者生活サポートボラネット推進会議の構成機関・団体
- イ) 事務局が必要と判断した支援に関わる関係機関・団体

### ④協議内容

#### ■構成機関・団体における支援の現状についての情報共有

- ア) 広域的な地域及び施設等の被災情報
- イ) 市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）の活動情報
- ウ) 独自に要援護者情報を把握している団体情報

#### ■被災地支援について

- ア) 市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）の運営支援ができる人材の確保
- イ) 復興に向けた支援（プログラム化）ができる人材の確保
- ウ) 必要な資機材の確保
- エ) 必要な資金確保
- オ) 効果的な情報の発信
- カ) 被災者ニーズへの対応（医療関係機関や行政等専門的な機関や団体への協力依頼等）

#### ■その他事務局が必要と判断したもの

## (3) 情報の集約（必要な情報とその収集先）

■事務局は、次のとおり災害の基礎情報を準備すると同時に、被災地支援に必要な情報を集約します。

- ア) 地域防災計画（広島県・被災地市町）
- イ) 防災関連法令集（災害対策基本法等）
- ウ) 構成機関・団体の防災業務計画や活動マニュアル（日本赤十字社・広島県社会福祉協議会・

市町社会福祉協議会)

- エ) 災害データ集（災害基本データブック）
- オ) 地図（県全図・被災地全図・住宅地区（個別地図）・その他必要なもの）
- カ) 各種団体の名簿（可能な限り持ち寄る）

- 事務局は、被災地への支援がひと段落（市町災害ボランティアセンターの閉鎖がひとつの目安）した際に、広島県被災者生活サポートボラネットによる支援内容を総括し報告します。
- 広島県被災者生活サポートボラネット推進会議の構成機関・団体は、それぞれの関係情報が更新される毎に、事務局に提供することとします。

#### (4) 情報の発信と共有

##### ①広く県民へ発信する情報（ブログ）

事務局は、次の内容を「広島県被災者生活サポートボラ情報」としてブログで発信します。（この情報発信は、ボラネット発動の有無に関わらず県内外へ発信）更新は必要に応じて行います

- ア) 市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）たちあがいの情報
- イ) ボランティア募集に関する情報、被災地の生活支援ニーズやボランティア活動者数
- ウ) 義援金開設等の情報
- エ) 県外の災害支援等の情報

##### ②広島県被災者生活サポートボラネット推進会議の構成機関・団体へ発信する情報（メーリングリスト）

事務局は、①に加え、広島県内での災害時に 次の内容を、メーリングリスト「広島県被災者生活サポートボラネット掲示板」として発信しリアルタイムな情報発信と共有を行います。

- ア) ボラネット構成機関・団体が現地で活動した様子
- イ) 外部からの派遣者から見た支援の様子
- ウ) 関係機関の動きや外部からの派遣の動向等

※4-（2）-③「参集メンバー」を対象とします。

#### (5) 人材の要請（派遣）

##### ①広島県被災者生活サポートボラネット推進会議の構成機関・団体への要請と派遣

事務局は、必要に応じて、次のとおりボラネット構成機関・団体へ人材の派遣要請を行います。

- ア) ボランティア活動による支援（広島レスキューサポートバイク赤十字奉仕団，広島県民ボランティア活動推進会議，広島県民生委員児童委員協議会，広島県老人クラブ連合会）
- イ) 市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）運営支援（県内市町社会福祉協議会，日本青年会議所中国地区広島ブロック協議会）
- ウ) イ) 以外の被災地社会福祉協議会の支援（県内市町社会福祉協議会）
- エ) 災害支援制度の災害準備金申請の調整等（広島県共同募金会）

##### ②その他の機関・団体への要請と派遣

事務局は、必要に応じて、次のとおりその他の機関・団体へ人材派遣要請を行います。

- ア) 市町災害ボランティアセンター(市町被災者生活サポートボランティアセンター)運営支援(災

害ボランティア活動支援プロジェクト会議，全国社会福祉協議会，各ブロック幹事都道府県・政令指定都市社会福祉協議会，ひろしまNPOセンター，その他災害支援を行うNPO)

イ) ア) 以外の被災地社会福祉協議会の支援（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議，全国社会福祉協議会，各ブロック幹事都道府県・政令指定都市社会福祉協議会）

ウ) ボランティア活動による支援（SeRV広島等）

エ) その他被災地での支援（広島県訪問介護事業連絡協議会，広島県社会福祉士会，広島県介護福祉士会等福祉関係団体等や災害支援実績のある全国組織や県域団体）

### (6) 資機材の調整（調達）

事務局は，必要に応じて，関係機関・団体他に対して要請を行います。

ア) 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

イ) 日本青年会議所中国地区広島ブロック協議会

ウ) 特定非営利活動法人 レスキューストックヤード

エ) 特定非営利活動法人 にいがた災害ボランティアネットワーク

オ) その他の機関・団体

### (7) 資金の調整（調達）

事務局は，必要に応じて，関係機関・団体に対して要請を行います。

ア) 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

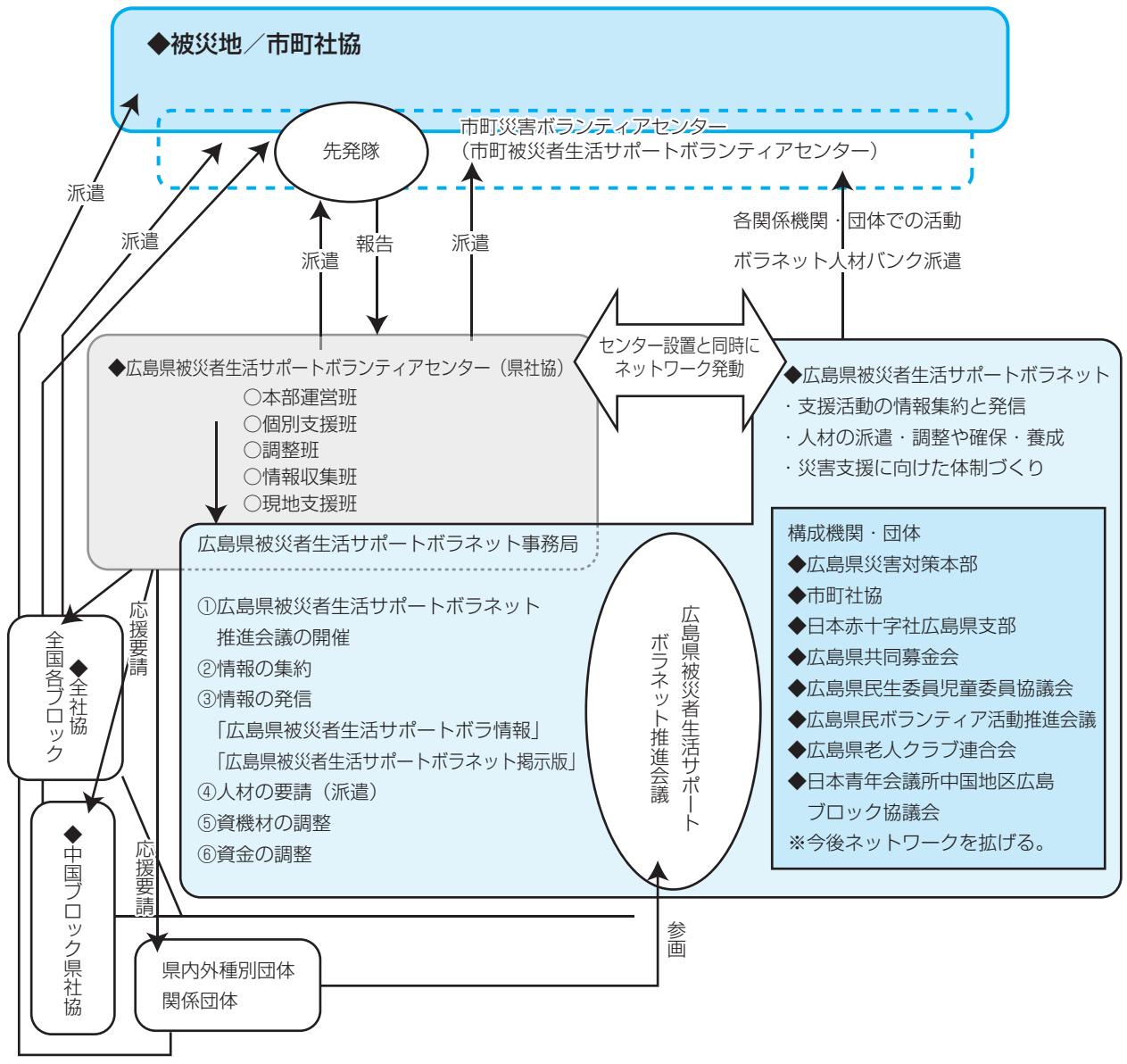
イ) 全国社会福祉協議会

ウ) 広島県共同募金会

エ) 日本青年会議所中国地区広島ブロック協議会

オ) その他の機関・団体

広島県被災者生活サポートボランティアセンターと広島県被災者生活サポートボラネットとの関係



## 5. 広島県被災者生活サポートボラネットの主な構成機関・団体に想定される役割【災害時】

### (1) 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、住民の生活支援、住民相互が支えあう「お互いさま」のコミュニティづくりを役割とする公共的な民間団体（社会福祉法人）であり、災害に無関係でいることは許されません。日頃から、地域福祉推進の中核として活動を実践している社会福祉協議会は、地元市町が被災した場合、率先して日頃の活動を活かし、地域住民とともにその地域を守らなければなりません。

災害発生時に、社会福祉協議会自らが、これまでの活動・事業をふまえた支援活動を継続的に行うとともに、外部からの支援の受入れ、地元の関係機関・団体、行政を調整し、それらの協働が促進される場としての「市町災害ボランティアセンター（被災者生活サポートボランティアセンター）」を運営し、ボランティアによる要援護者を含めた住民に対して災害救援活動を推進する役割があります。

## (2) 広島県社会福祉協議会

### ①広島県被災者生活サポートボランティアセンターの設置

広島県社会福祉協議会は、被災状況に応じて、直ちに「広島県被災者生活サポートボランティアセンター」を設置し、必要に応じて各被災地の市町社協が中心で設置する市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）の後方支援の拠点として、さまざまな連絡調整を行い、県域の状況把握と情報発信を統括的に行う総合窓口の役割を担います。（災害ボランティア活動に関する総合窓口であり、又ボラネット事務局窓口を兼ねます）

### ②役割

- ア) 先発隊による状況把握
- イ) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの設置
- ウ) 情報把握のため広島県へ職員（連絡員）を派遣
- エ) 関係機関・団体との連絡調整（広島県被災者生活サポートボラネット推進会議を兼ねる）
- オ) 現地派遣職員による市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）のたちあげ支援（現地コーディネート）
- カ) 災害ボランティア活動の資機材の手配支援
- キ) 市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）運営に要する資金確保への支援
- ク) 被災地情報の収集（被災者支援ニーズ）とボランティア募集（募集中止を含む）の呼びかけ
- ケ) 広域的な地域及び施設等の被災情報の収集
- コ) 市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）の活動状況把握
- サ) 「広島県被災者生活サポートボラ情報」の発信（ブログ）
- シ) 「広島県被災者生活サポートボラネット掲示板」のたちあげ（メーリングリスト）
- ス) ボランティア活動希望者への問い合わせ対応
- セ) 市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）への職員派遣調整（全国・ブロック・県内）
- ソ) 全国、ブロック、県内の社会福祉協議会及び関係機関・団体（医療等の専門分野を含む）へ応援要請
- タ) 報道機関への対応

### ③初動体制〔広島県社協内部マニュアルから転記分〕

- ・職員参集基準等の判断・指示は事務局長が行う。
- ・事務局長が不在、連絡が取れない場合は、判断・指示順位に基づき、判断・指示を行う。

#### <判断・指示順位>

- ア) 事務局長
- イ) いずれかの部長
- ウ) いずれかの課長
- エ) 職員の合議

## ＜職員参集基準＞

## ○風水害等の場合

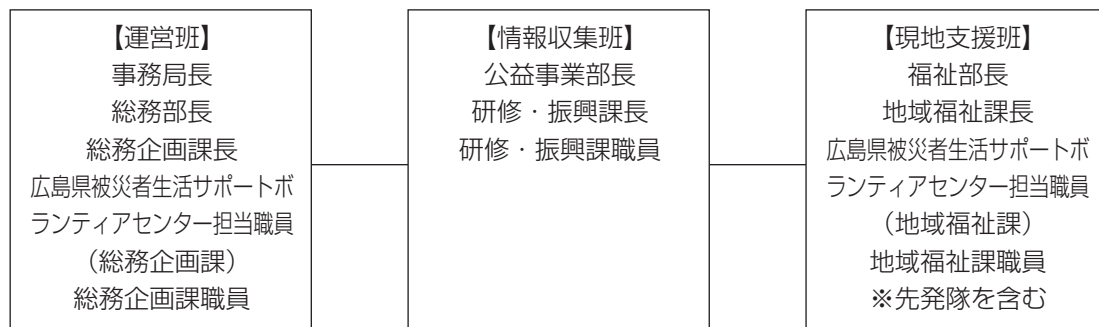
区分	判断基準	参集者
レベル1	事務局長が必要と認めたとき	事務局長 全ての部長 総務企画課長/地域福祉課長/研修・振興課長 広島県被災者生活サポートボランティアセンター 担当者（総務企画課職員，地域福祉課職員）
レベル2	大雨，洪水，暴風，高潮警報等が発令され，県 内で浸水，土砂等による被害が発生したとき	レベル1と同じ
レベル3	県内で災害救助法が適用されるような災害が 発生したとき	事務局長 全ての部課長 広島県被災者生活サポートボランティアセンター構成員

## ○地震の場合

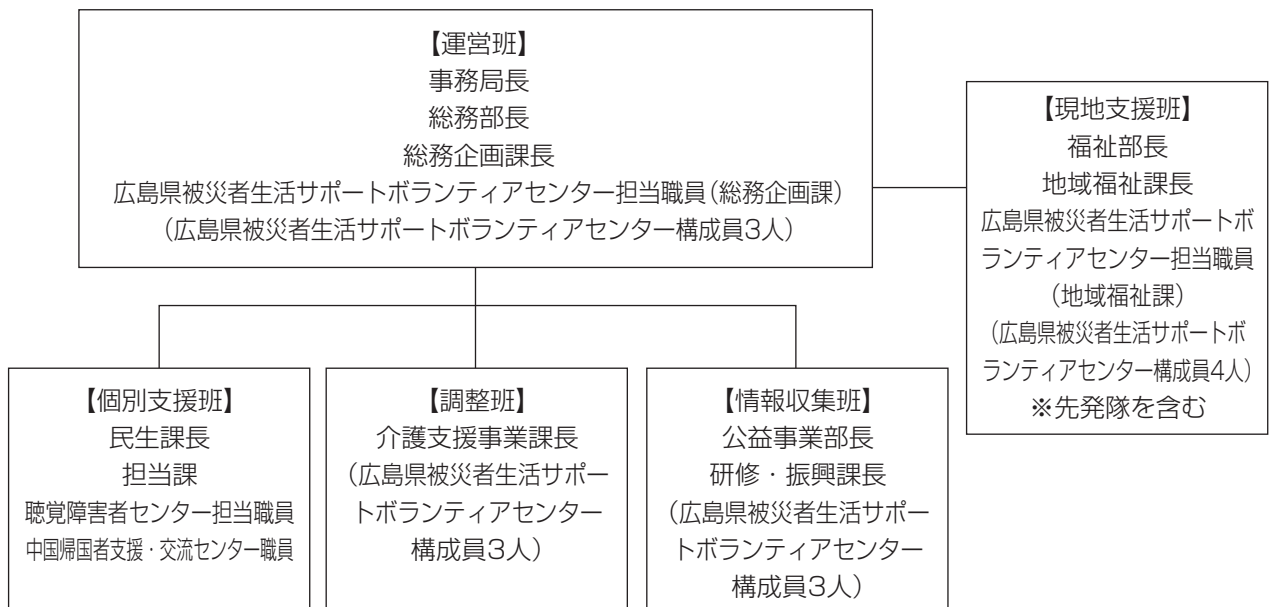
区分	判断基準	参集者
レベル1	事務局長が必要と認めたとき	風水害等の場合レベル1と同じ
レベル2	地震が発生し，県内で震度5弱又は 5強を記録したとき	風水害等の場合レベル2と同じ
レベル3	地震が発生し，県内で震度6弱以上を 記録したとき	風水害等の場合レベル3と同じ

## ④組織体制〔広島県社協内部マニュアルから転記分〕

## 〈レベル1・2〉



## 〈レベル3〉



### (3) 市町社会福祉協議会

#### ①市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）の設置

被災状況に応じて、市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）をたちあげる場合は、被災状況の把握・被災者ニーズの調査を行い、現地へボランティアを派遣し、被災者の救援活動及び生活支援活動を行います。同市町内で被害が広域にわたる場合は、各支所（事務所）にセンターを配置し、本センターのサテライトとして設置する場合があります。

また、広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ被災状況やニーズ把握内容等を報告（情報の一本化で混乱を防ぎます）し、必要に応じて県内外のセンター運営に係る職員派遣要請等に早期に着手します。

※サテライトセンターは、本所でたちあげたボランティアセンターを、地域住民に近い旧市町域の支所（事務所）やそれに代わる身近な代替の施設でたちあげるものをいいます。

#### ②役割

■市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）のたちあげ（サテライトでのたちあげも考える）

■被災状況、被災者の支援ニーズ等の把握

- ア) 被災者からのニーズ
- イ) ボランティア等を通じて得られるニーズ
- ウ) 他の団体・機関が把握しているニーズ
- エ) 災害ボランティアの活動状況の把握

■災害ボランティア（被災者生活サポートボランティア）関連情報の収集・発信

- ア) 被災者への各種情報提供
- イ) 被災地情報の発信
- ウ) 行政やボランティア団体等との情報交換
- エ) 宿泊場所や被災地生活情報の収集
- オ) 災害ボランティア活動（被災者生活サポートボランティア活動）の記録、整理
- カ) 報道機関への対応

■ボランティアと行政・関係団体との仲介・調整

- ア) 行政（災害対策本部）や地元関係団体との協議、調整、協力依頼
- イ) 活動拠点の確保、活動に必要な資機材の調達・確保

■災害ボランティア（被災者生活サポートボランティア）への支援

- ア) ボランティアの募集・調整（被災状況に応じて、市町・県・中国ブロック・全国域で調整）  
  - ※状況により、ボランティアが多数になった場合等は、ボランティア募集を停止又は地域を限定して行うことがあります。
- イ) ボランティアの受付
- ウ) ボランティアのオリエンテーション（コーチング）の実施
- エ) ボランティアの配置・ローテーションの決定

■市町災害ボランティアセンター（被災者生活サポートボランティアセンター）運営の人材確保

- ア) 広島県被災者生活サポートボランティアセンター（近隣市町社協・中国ブロック・全国）への要請
- イ) 行政（災害対策本部）への要請
- ウ) 地元関係団体、ボランティア団体への要請

- その他円滑な災害ボランティア活動（被災者生活サポートボランティア活動）のための支援業務
  - ア) センター運営費の調達
  - イ) 救援物資の仕分け、配分作業
  - ウ) ボランティアの安全管理
  - エ) ボランティアの健康管理
  - オ) 活動証明書の発行
  - カ) 専門分野（医療分野、建築関係等）との連携

#### (4) 広島県との連携

##### ①窓口の設置

広島県は、被災地における災害ボランティア活動（被災者生活サポートボランティア活動）を行うボランティアの受入れ等に関する内容について、窓口を設けます。

##### ②連携内容

##### ■広島県被災者生活サポートボランティアセンター（広島県社協）への支援

- ア) 広島県被災者生活サポートボランティアセンター活動拠点となる場（空間）の提供
- イ) 開設に係る活動資機材の提供
- ウ) ボランティア活動に必要な情報の提供
- エ) 広報活動への支援

■上記支援内容のア)～エ)については、同じく市町段階において、市町災害ボランティアセンター（被災者生活サポートボランティアセンター）への支援として、市町へ働きかけます。

■専門ボランティア（看護業務、通訳、被災建築物応急危険度判定）の現地支援内容に係る情報を随時、広島県被災者生活サポートボランティアセンターに提供します（市町に対しては提供の働きかけ）。

## 6. 広島県被災者生活サポートボラネットによる支援【平常時】

### (1) 広島県被災者生活サポートボラネット推進会議の開催

#### ①広島県被災者生活サポートボラネット推進会議

県域における災害時の協働による連絡調整の場として開催し、平常時から災害時における“必要な役割と動き”について明確にしていきます。年3回程度開催し、各所属による災害に向けた取り組みの情報交換やこれら最新の情報にもとづき、災害時にネットワークを組んで被災者支援にあたる新たな仕組みの構築を行います。

#### ②市町被災者生活サポートボラネット推進会議

市町域における災害時の協働、連絡調整の場として開催（既存の連絡調整の場がある場合はその名称）し、今後さまざまな関係機関・団体の参画のもと、市町域での災害時に向けた被災者支援の役割分担を明確していきます。

広島県社会福祉協議会は、この会議のたちあげ（市町社協のモデル事業で実施）を県内の各市町社協で取り組み、災害時における関係機関の「協働」の展開手法を確立できるよう努めます。

## (2) 人材の確保・養成

- ①市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）を運営する人材確保について
  - ア) 被災者生活サポートボランティア活動研修会
  - イ) 全国レベルの研修や他機関が実施する研修会への派遣
  - ウ) 市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）運営人材バンクの設置
  
- ②県民の防災・減災への啓発について
  - ア) 災害時に地域住民の互助を高める研修会
  - イ) 小地域における各種マップ（要援護者マップ，防災まち点検マップ等）作成研修会
  - ウ) 災害時要援護者の支援に関する研修会
  
- ③行政・関係機関との協働体制づくりについて
  - ア) 広島県・市町行政と合同の被災者生活サポートに関する研修会
  - イ) 関係機関・団体と合同の被災者生活サポートに関する研修会

## (3) 協働体制の整備

- ①広島県被災者生活サポートボラネット発動シミュレーションについて
 

広島県被災者生活サポートボラネットが，発災時に機能するために，それを構成する関係機関・団体と協働により，このマニュアルに基づき最低年1回，次の内容でシミュレーションを行います。

  - ア) 広島県防災訓練に併せた窓口設置及び情報収集・発信
  - イ) 他県発災時に併せた窓口設置及び情報収集・発信
  
- ②マニュアルづくりについて
  - ア) 広島県被災者生活サポートボランティアセンター（広島県社協）運営に係るマニュアルの整備
  - イ) 市町災害ボランティアセンター（市町被災者生活サポートボランティアセンター）運営に係るマニュアルの整備
  - ウ) その他、被災地支援のために必要とされるマニュアルの整備
  
- ③災害時活動支援協定の締結について
 

災害時に必要な協定の締結を次のとおり進め，災害に強いセーフティネットを目指します。

  - ア) 広島県社協・市町社協と広島県・市町行政との協定
  - イ) 広島県社協と市町社協との協定
  - ウ) 広島県社協・市町社協と関係機関・団体との協定

## (4) 情報の集約と発信

- ①減災への取り組みについて
 

民生委員児童委員による小地域におけるニーズマップ作成や自主防災組織による訓練，福祉教育として子どもと一緒に防災まちあるきの実施など，日常の減災への取り組みを「広島県被災者生活サポートボラ情報」としてホームページに紹介します。

## ②県外災害情報について

県外の被災地災害ボランティアセンターたちあげの情報、ボランティア募集に関する情報、被災地の生活支援ニーズやボランティア活動者数、義援金開設にかかる情報などを「広島県被災者生活サポートボラ情報」としてブログで発信し、必要に応じて更新します。